

ICTを活用した工事安全対策試行工事（潜水作業） 実施要領（令和8年4月改定版）

1. ICTを活用した工事安全対策試行工事（潜水作業）

1-1 概要

本工事は、基礎捨石均し工やブロック据付工等の潜水士による潜水作業を伴う工事において、ICTを活用し潜水作業の生産性及び安全性を向上させることを目的とした試行工事である。

1-2 対象工種

潜水士による潜水作業を伴う工種について実施する。

2. 実施方法

2-1. 実施内容・実施方法

潜水作業を行う現場において、下記 ICT 機器等を活用した施工を行うものとする。

対象とする工事は発注者が選定する。

【必須で実施】

①緊急時浮上用ポンペ

潜水作業中に送気ホースの切断等により、緊急浮上が必要となった場合に備えて、緊急時浮上用ポンペを潜水士が装備、もしくは、潜水作業の実施場所付近に設置する。

【②～⑤の内、発注者が選定し、契約後に受発注者で協議により実施】

②ダイバーカメラ

潜水士目線の水中作業状況の映像を潜水士船等の水上でリアルタイムに共有する技術を用いて施工を行う。

③水中同時通話装置

作業船と潜水士（潜水士船）の連携が必要な現場において、潜水士、（潜水連絡員等）、クレーンオペレータ等が同時に通話する技術を用いて施工を行う。

④トランスポンダ（作業船使用時に潜水士の位置を把握可能な機器）

作業船と潜水士（潜水士船）の連携が必要な現場において、作業船オペレータ等がリアルタイムに潜水士の位置を把握する技術を用いて施工を行う。なお、潜水士の位置は2次元で把握することを標準とする。

⑤その他

上記の他、潜水作業の生産性・安全性向上に効果的な機器（ソフトウェア等含む）を活用する場合は、監督職員と協議の上実施する。

2-2. 発注における入札公告等

特記仕様書の記載例については、以下のとおりとする。

【特記仕様書】記載例（下線は実施する場合に記載）

〇-〇. ICT を活用した工事安全対策試行工事について

(1) ICT を活用した工事安全対策試行工事（潜水作業）

潜水士による潜水作業を伴う工事において、ICT を活用することにより、潜水作業の安全性を向上させることを目的とした試行工事である。

(2) 実施内容

1) 潜水作業を行う現場において、下記 ICT 機器等を活用した施工を行うものとする。

【必須で実施】

①緊急時浮上用ポンベ

【受発注者で協議により実施】 ※②～⑤は、発注者が選定して記載

②ダイバーカメラ

③水中同時通話装置

④トランスポンダ

⑤その他（生産性・安全性向上に効果的な機器（ソフトウェア等含む））

(3) 本工事においては上記①を活用することを原則とし、②～⑤の活用については、受発注者で協議を行い、必要に応じて実施するものとする。 ※②～⑤は公告時に発注者が選定していなくても受発注者で協議し、設計変更時に特記仕様書に追加することで対応。

(4) ICT 機器等を用い、以下の施工を実施するものとする。

① 緊急時浮上用ポンベ

潜水作業中に送気ホースの切断等により、緊急浮上が必要となった場合に備えて、緊急時浮上用ポンベを潜水士が装備、もしくは、潜水作業の実施場所付近に設置するものとする。

② ダイバーカメラ ※発注者が選定する場合

潜水士目線の水中作業状況の映像を潜水士船等の水上でリアルタイムに共有する技術を用いて施工を行う。

③ 水中同時通話装置 ※発注者が選定する場合

作業船と潜水士（潜水士船）の連携が必要な現場において、潜水士、（潜水連絡員等）、クレーンオペレータ等が同時に通話する技術を用いて施工を行う。

④ トランスポンダ ※発注者が選定する場合

作業船と潜水士（潜水士船）の連携が必要な現場において、作業船オペレータ等がリアルタイムに潜水士の位置を把握する技術を用いて施工を行う。なお、潜水士の位置は2次元で把握することを標準とする。

⑤ その他（生産性・安全性向上に効果的な機器（ソフトウェア等含む）） ※発注者が選定する場合

(5) 上記(4). ①(②～⑤)の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、使用する機器については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(6) 本工事は、ICT を活用した取組であるため、今後アンケート調査を実施する予定であり、その場合は必要な協力を行わなければならない。

〇-〇. ICT を活用した工事安全対策試行工事の費用について

ICT を活用した施工を実施する項目については、「ICT を活用した工事安全対策試行工事（潜水作業）積算要領」に基づき費用を計上する。

3 工事費の積算

「ICTを活用した工事安全対策試行工事（潜水作業）積算要領」により必要な経費を計上する。
必須として実施する項目については、当初から計上し原則変更は行わない。

協議により実施する項目については、受発注者間で効果を確認した上で実施し、必要な経費を計上するものとする。

なお、試行として追加した内容が技術提案と重複する場合、費用計上の対象外とする。

4 効果等に関する調査

ICTを活用した工事安全対策試行工事（潜水作業）の効果等に関して調査を実施する場合がある。
なお、内容はその都度、別途指示する。